

# 中小企業定年引上げ等奨励金

## 支給申請の手引

平成23年4月



独立行政法人

高齢・障害者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly and Persons with Disabilities (JEED)

<http://www.jeed.or.jp/>



# 個人情報の取扱いについて

## 1 個人情報に関する基本的取扱い

助成金の申請等に際して提出された個人情報は、独立行政法人等個人情報保護法及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「機構」という。)が定める「個人情報の取扱いに関する規定」等に従い、機構が管理します。

## 2 個人情報の利用目的

提出された個人情報は、助成金の審査に利用するほか、助成金の活用状況資料及び効果的な活用方策に関する検討のために作成する統計資料の基礎データとして活用する場合があります。この場合においては、個別の企業や個人が識別できないよう処理した結果のみを利用します。

## 3 第三者への提供

提供された個人情報は、上記利用目的の達成に必要な場合は、利用目的の達成に必要な事項について、厚生労働省に提供することがあります。

## 目 次

I	支給申請にあたって	
1	支給申請の仕組み	1
2	ご利用にあたっての注意事項	1
II	中小企業定年引上げ等奨励金の概要	
1	支給対象事業主	4
2	実施した制度の要件	7
3	支給額	9
4	調整	12
5	支給申請手続	12
6	支給申請書の不受理	12
7	支給決定	12
8	不支給要件	12
III	提出書類	
1	設立事業主以外	15
2	設立事業主	17
3	労働時間の多様性を設ける制度(高齢短時間制度)を同時に導入した事業主	19
IV	支給申請書等の記入方法	
1	中小企業定年引上げ等奨励金支給申請書(様式第1号)の記入方法	21
2	常用被保険者の名簿(設立事業主)(様式第4号)の記入方法	23
V	様式等	
1	定年及び就業規則等に関する申立書	25
2	雇用保険被保険者資格証明願(兼務役員用)	30



# 中小企業定年引上げ等奨励金

平成18年4月1日から、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、事業主はその雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための一定の措置を講じることが義務づけられています。

また、少子高齢化による労働力人口の減少が見込まれる中で、働く意欲を有する高年齢者の方々が長年にわたり培った知識と経験を活かし活躍することが出来るように、65歳以上までの定年の普及・促進を図ることが今後ますます重要となってきています。さらに「70歳まで働ける企業」の普及・促進を進め、「いくつになっても働ける社会」の実現を目指すことも必要といえます。

このような中で、働く意欲を有する高年齢者の65歳以上までの定年の引上げ等には賃金体系の見直しなど経済的負担を伴うこともあり、特に中小企業の事業主に負担が大きいことから、これを支援するため、「65歳以上への定年の引上げ」、「希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入」又は「定年の定め廃止」を実施した中小企業の事業主(雇用保険法施行規則第3条に規定する雇用保険の適用事業の事業主)に対して助成する制度です。

## I 支給申請にあたって

### 1 支給申請の仕組み

(1) 中小企業定年引上げ等奨励金(以下「**奨励金**」)の支給申請は、平成23年4月1日以降において、

- ① 65歳以上への定年の引上げ
- ② 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入
- ③ 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度の導入
- ④ 定年の定め廃止
- ⑤ 65歳以上70歳未満までの定年の引き上げと希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入を併せて行う措置

を実施した日から起算して6ヶ月を経過した日から、1年以内に申請してください。

(2) 申請期限を超えて提出された奨励金の支給申請書及び添付書類は受理できませんのでご注意ください(天変地異等真にやむを得ない場合を除きます。)

### 2 ご利用にあたっての注意事項

(1) 奨励金の申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて**書類の提出又は提示あるいは調査**を行うことがあります。また、申請内容等を確認するため、これらの確認にご協力が得られず、支給要件に照らして申請書等の内容に疑義があると認められるときは、奨励金を支給できないことがあります。

(2) 奨励金制度の適正な運営を図るため、申請後に不支給要件などについてハローワーク等の職業安定機関に照会を行います。

(3) 奨励金は、国の助成制度の一つですので受給事業主は**国の会計検査の対象**となります。

(4) 詐欺、脅迫、贈賄等刑法各本条に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に奨励金に係る申請書等に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない奨励金を受け又は受けようとした場合には、奨励金を不支給決定とした日又は支給を取り消した日以後3年間、奨励金を支給しません。既に支給を受けた場合には、支給金額の全部を返還していただきます。

(5) 社会保険労務士が、社会保険労務士法（昭和43年法律89号）第2条第1項第1号の2又は第1号の3の規定に基づき「提出代行者」又は「事務代理者」として支給申請書及び添付書類の提出を行う場合は、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第16条から第16条の3までの規定に基づき、支給申請書等に事業主の記名押印又は署名させることに加え、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して記名押印してください。

なお、事業主が、奨励金の申請に係る事務について、代理人を選任して処理させる場合、代理人は、正当な権限のある代理人であることを証するため、事業主の委任状の原本を申請書等の提出の際に提示し、その委任状の写しを提出してください。この際、各都道府県の高齢・障害者雇用支援センター（以下「高齢・障害者雇用支援センター」という。）が事業主に対し、委任内容の確認を行うことをご了知ください（委任状の記載事項等については、高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。）。

また、代理人は、申請書等の提出にあたり、申請書に記名押印又は自署による署名を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の職・氏名）を記入してください。

※社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が、報酬を得て、社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行った場合、社会保険労務士法第27条に違反となり、処罰される場合があります。

(6) 奨励金は、**国の予算の範囲内**で支給されます。

(7) 本奨励金の支給制度は、行政不服審査法上の不服申立ての対象たる処分性を有しておらず、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給又は支給の取消がなされた場合でも、同法に基づく不服申立て・審査請求を行うことはできません。

(8) 本奨励金は、消費税法上は**課税対象外（不課税取引）**、法人税法上はその支給決定があった日の属する**事業年度の益金の額に算入**、所得税法上はその支給決定があった日の属する年の事業所得の金額の計算上、**総収入金額に算入**することになります。

(9) 手引の記載内容に不明な点がある場合は、高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。



## 【参考条文】高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）（抜粋）

（定年を定める場合の年齢）

第8条 事業主がその雇用する労働者の定年（以下単に「定年」という。）の定めをする場合には、当該定年は、60歳を下回ることができない。ただし、当該事業主が雇用する労働者のうち、高年齢者が従事することが困難であると認められる業務として厚生労働省令で定める業務に従事している労働者については、この限りでない。

（高年齢者雇用確保措置）

第9条 定年（65歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）のいずれかを講じなければならない。

- 一 当該定年の引上げ
  - 二 継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入
  - 三 当該定年の定め廃止
- 2 事業主は、当該事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、前項第2号に掲げる措置を講じたものとみなす。

### 附則（高年齢者雇用確保措置に関する特例等）

第4条 次の表の上欄に掲げる期間における第9条第1項の規定の適用については、同項中「65歳」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで
62歳	63歳	64歳

- 2 定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主は、平成25年3月31日までの間、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善その他の当該高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第5条 高年齢者雇用確保措置を講ずるために必要な準備期間として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第103号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から起算して3年を経過する日以後の日で政令で定める日までの間、事業主は、第9条第2項に規定する協定をするため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、就業規則その他これに準ずるものにより、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入することができる。この場合には、当該基準に基づく制度を導入した事業主は、第9条第1項第2号に掲げる措置を講じたものとみなす。

- 2 中小企業の事業主（その常時雇用する労働者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。）に係る前項の規定の適用については、前項中「3年」とあるのは「5年」とする。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の政令で定める日までの間に、前項の中小企業における高年齢者の雇用に関する状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該政令について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## II 中小企業定年引上げ等奨励金の概要

### 1 支給対象事業主

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業主です。さらに(3)に該当する事業主に対しては一定額を加算して支給します。

なお、下記イのC)、D)、E)、F)、G)、H)を導入した事業主については、支給申請日の前日までに1年以上継続して雇用されている64歳以上の常用被保険者(用語3)を雇用していない場合は、支給額はそれぞれ【表1】から【表3】の( )内の額となります。

#### (1) 設立事業主以外(設立から1年以上経過後に制度の導入を実施した事業主)

次のアからオのいずれにも該当する事業主です。

##### ア 中小企業である雇用保険適用事業主

雇用保険の適用事業の事業主(用語1)であり、実施日(用語2)において常用被保険者(用語3)が300人以下の事業主であること。

##### イ 次のいずれかの制度を実施した事業主

平成23年4月1日以降、支給申請日の前日までに、就業規則等(用語4)により、次のいずれかに該当する制度を実施し、6ヶ月以上経過した事業主であること。

なお、実施した制度は当該事業主に雇用される全ての常用被保険者に対して適用される必要があります。

旧定年年齢(用語5)が60歳以上65歳未満の事業主の場合(支給額は【表1】のとおり)

- A) 定年(65歳以上70歳未満)の引上げを実施したこと。
- B) 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度(2の(1)の制度であること)の導入を実施したこと。
- C) 定年(70歳以上又は定年の定め廃止)の引上げを実施したこと。
- D) 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度(2の(1)の制度であること)の導入を実施したこと。
- E) 定年(65歳以上70歳未満)の引上げと希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度(2の(1)の制度であること)の導入を実施したこと。

旧定年年齢（用語5）が60歳以上65歳未満、希望者全員を対象とする旧継続雇用年齢（用語6）が65歳以上70歳未満の事業主の場合（支給額は【表2】のとおり）

- A) 定年（65歳以上70歳未満）の引上げを実施したこと。
- C) 定年（70歳以上又は定年の定め廃止）の引上げを実施したこと。
- E) 定年（65歳以上70歳未満）の引上げと希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度（2の(1)の制度であること）の導入を実施したこと。
- F) 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度（2の(1)の制度であること）の導入を実施したこと。

旧定年年齢（用語5）が65歳以上70歳未満、希望者全員を対象とする旧継続雇用年齢（用語6）が70歳未満の事業主の場合（支給額は【表3】のとおり）

- G) 定年（70歳以上又は定年の定め廃止）の引上げを実施したこと。
- H) 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度（2の(1)の制度であること）の導入を実施したこと。

#### ウ 高齢法第8条及び第9条を遵守している事業主

実施日から起算して1年前の日から実施日までの期間に高齢法第8条又は第9条違反がないことが就業規則等で確認できること。（用語7）

#### エ 60歳以上の常用被保険者を雇用している事業主

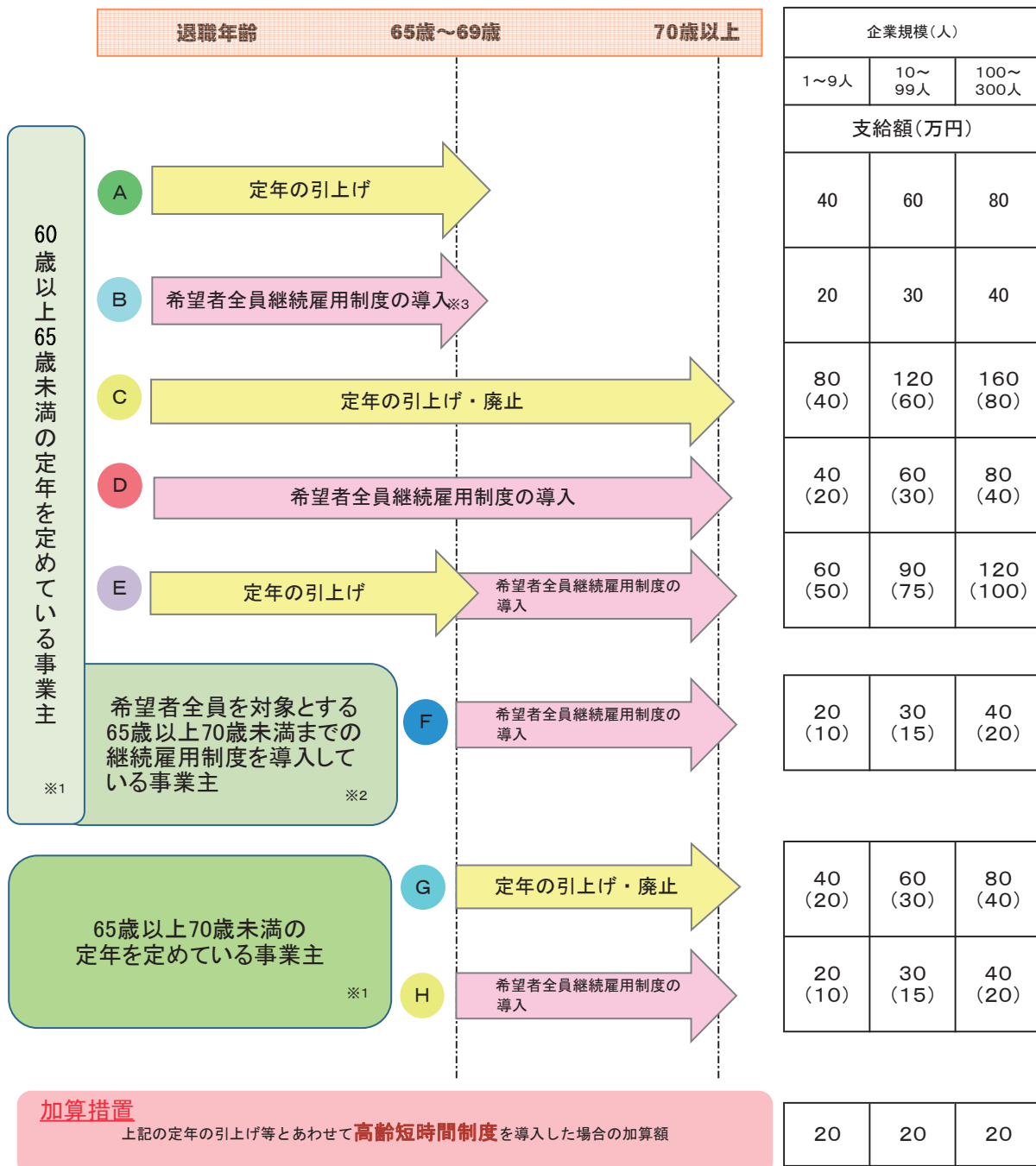
支給申請日の前日において、事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の常用被保険者が1人以上いること。（用語8）

#### オ その他

- ・過去に、70歳以上への定年の引上げ又は希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入若しくは定年の定め廃止を行ったことにより、奨励金の支給を受けたことがない事業主であること。
- ・実施日から支給申請日の前日までに、定年又は継続雇用制度の引下げを行っていないこと。



# 制 度 ご と の 支 給 額



はカッコ内は支給申請日の前日において当該事業主(がいない場合)に1年以上継続して雇用されている64歳以上の雇用保険被保険者(法人設立の場合)

※1 平成18年4月1日から支給申請の前日までの期間における就業規則等に定められていた旧定年年齢

※2 平成18年4月1日から支給申請の前日までに期間における就業規則等に定められていた希望者全員を対象とする旧継続雇用の終了年齢

※3 すでに65歳までの継続雇用に係る「継続雇用定着促進助成金」の支給を受けた事業主は奨励金の支給対象となりません。

すでに「70歳以上までの定年」、「定年の定め廃止」、「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用」のいずれかの実施により奨励金を受けている事業主は支給対象となりません。

平成18年4月1日以降、「65歳以上までの定年」「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用」の両方を既に実施している事業主は、奨励金の支給対象とはなりません。

## (2) 設立事業主（法人等の設立から1年以内に制度の導入をした事業主）

次のアからオのいずれにも該当する法人等（法人、法人ではない社団若しくは財団又は個人をいいます。以下同じ。）を設立（法人にあっては設立登記、それ以外にあっては事業開始をいいます。以下同じ。）した事業主です。

なお、下記イのC)、D)、E)を導入した事業主については、支給申請日の前日までに64歳以上の者を雇用していない場合は、支給額は下表【表4】の（ ）内の額となります。

### ア 中小企業である雇用保険適用事業主

雇用保険の適用事業の事業主（用語1）であり、実施日（用語2）（法人等の設立時に65歳以上の定年を定めている、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度を導入している又は定年の定めを廃止している場合は、法人等の設立日。）において常用被保険者（用語3）が300人以下の事業主であること。

### イ 次のいずれかの制度を実施した事業主

法人等の設立時（平成23年4月1日以降であること。）又は平成23年4月1日以降、法人等の設立日の翌日から起算して1年以内かつ支給申請日の前日までに、次のいずれかに該当する制度を実施し、6ヶ月以上経過した事業主であること。（支給金額は【表4】のとおり）

- A) 定年（65歳以上70歳未満）を実施したこと。
- B) 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度（2の(1)の制度であること）を実施したこと。
- C) 定年（70歳以上又は定年の定めを廃止）を実施したこと。
- D) 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度（2の(1)の制度であること）を実施したこと。
- E) 定年（65歳以上70歳未満）と希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度（2の(1)の制度であること）を実施したこと。

### ウ 高齢法第8条及び第9条を遵守している事業主

雇用保険事業所の設置日から実施日までの期間に高齢法第8条又は第9条違反がないことが就業規則で確認できること。（用語7）

### エ 高齢者である被保険者を雇用している事業主

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 支給申請日の前日において、当該事業主に雇用される60歳以上の常用被保険者（当該事業主に1年以上雇用されている必要はない。以下同じ。）の数が3人以上であり、かつ、当該事業主に雇用される常用被保険者全体に占める割合が4分の1以上であること。

(イ) 支給申請日の前日において、当該事業主に雇用される常用被保険者全体に占める 55 歳以上の常用被保険者の割合が 2 分の 1 以上であること。

#### オ その他

- ・過去に、70 歳以上への定年の引上げ又は希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度の導入若しくは定年の廃止を行ったことにより、奨励金の支給を受けたことがない事業主であること。
- ・実施日から支給申請日の前日までに、定年又は継続雇用制度の引下げを行っていないこと。

### (3) 労働時間の多様性を設ける制度を同時に導入した事業主

上記(1)又は(2)に該当することにより奨励金の支給を受けることのできる事業主であって、上記(1)又は(2)の制度と同時に就業規則等により労働時間の多様性を設ける制度（以下「高齢短時間制度」という。2の(2)の制度であること）を導入した事業主

## 2 実施した制度の要件

### (1) 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度

次のいずれかに該当する継続雇用制度です。

- (ア) 定年後も継続して雇用されることを希望する常用被保険者全員を、定年により退職した日の翌日から起算して 7 日を経過する日までに再び雇い入れ、65 歳（希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度を導入した事業主にあつては 70 歳）以上まで継続して雇用する制度の導入又は定年後も継続して雇用されることを希望する常用被保険者全員を、定年に達した際、従前の雇用契約を終了させることなく、65 歳（希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度を導入した事業主にあつては 70 歳）以上まで継続して雇用する制度の導入。ただし、当該事業主以外の事業主が雇用することで講じる継続雇用制度の導入を除く。
- (イ) 定年後も継続して雇用されることを希望する常用被保険者全員を、当該事業主（「出向元事業主」）との雇用関係を存続したまま、あらかじめ締結された文書による契約（「出向契約書」）に基づき、他の事業主（「出向先事業主」）に 65 歳（希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度を導入した事業主にあつては 70 歳）以上まで雇用される者として、出向させ、出向期間中の賃金について出向元事業主が補助を行う制度の導入。

## (2) 高齢短時間制度

以下のいずれにも該当するものであること。

(ア) 1の(1)又は(2)に該当する措置と併せて行うもの（実施日が同一のもの）であること。

(イ) 次のすべてに該当することが就業規則等に明記されているものであること。

A) 常用被保険者の申出により、当該常用被保険者が、60歳に達した日以後の希望する日（以下「希望日」という。）以後において、同一事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間（以下「基準労働時間」という。）の他、基準労働時間に比べて短い所定労働時間（以下「短時間労働時間」という。）を選択して労働することができるものであること。

B) 短時間労働時間は、一週間の所定労働時間が20時間以上であること。

C) 短時間労働時間は、一週間の所定労働時間が基準労働時間の4分の3を下回るものであること。

(ウ) 短時間労働時間を選択した常用被保険者が、基準労働時間を選択した者に比べて、雇用の上限年齢及び契約期間について不利となるものでないこと。

(エ) 高齢短時間制度を設けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間において当該制度に定める短時間労働時間を選択する常用被保険者（当該事業主に1年以上継続して雇用されている者に限る。）がいること。

### 3 支給額

奨励金は、制度の実施内容及び企業規模(事業主が実施した日において当該事業主に雇用される常用被保険者の数(以下「企業規模」といいます。))に応じて、次表に定める額を支給します。

なお、70歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入を実施した場合には、支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている64歳以上の常用被保険者(法人等を設立した事業主においては64歳以上の者)がない場合は、当該措置を講じたことにより本来支給される額の2分の1の額(下表のカッコ内の額)を支給します。

#### 1 旧定年年齢が60歳以上65歳未満の事業主

【表1】

企業規模	支給金額(万円)				
	A. 定年の引上げ (65歳以上70歳未満)	B. 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度の導入	C. 定年の引上げ(70歳以上)又は定年の定め廃止	D. 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	E. 定年の引上げ(65歳以上70歳未満)と希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入を併せて実施
1～9人	40	20	80 (40)	40 (20)	60 (50)
10～99人	60	30	120 (60)	60 (30)	90 (75)
100～300人	80	40	160 (80)	80 (40)	120 (100)



2 旧定年年齢が 60 歳以上 65 歳未満、希望者全員を対象とする継続雇用年齢が 65 歳以上 70 歳未満の事業主

【表2】

企業規模	支給金額(万円)			
	A. 定年の引上げ (65 歳以上 70 歳未満)	C. 定年の引上げ (70 歳以上)又は定年 の定め廃止	E. 定年の引上げ (65 歳以上 70 歳未満) と希望者全員を対象と する 70 歳以上までの 継続雇用制度の導入 を併せて実施	F. 希望者全員を対象とす る 70 歳以上までの継続 雇用制度の導入
1～9人	40	80 (40)	60 (50)	20 (10)
10～99人	60	120 (60)	90 (75)	30 (15)
100～300人	80	160 (80)	120 (100)	40 (20)

3 旧定年年齢が 65 歳以上 70 歳未満、希望者全員を対象とする旧継続雇用年齢が 70 歳未満の事業主

【表3】

企業規模	支給金額(万円)	
	G. 定年の引上げ(70 歳以上)又は定年の定め廃止	H. 希望者全員を対象とする 70 歳以上までの 継続雇用制度の導入
1～9人	40 (20)	20 (10)
10～99人	60 (30)	30 (15)
100～300人	80 (40)	40 (20)

#### 4 法人等を設立した事業主

【表4】

企業規模	支給金額(万円)				
	A. 定年 (65歳以上70歳未満)	B. 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度の導入	C. 定年 (70歳以上)又は定年の定め廃止	D. 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度	E. 定年(65歳以上70歳未満)と希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度
1～9人	40	20	80 (40)	40 (20)	60 (50)
10～99人	60	30	120 (60)	60 (30)	90 (75)
100～300人	80	40	160 (80)	80 (40)	120 (100)

#### 5 多様な労働時間制度(高齢短時間制度)を併せて導入した場合の加算額 20万円

## 4 調整

奨励金の支給を受けることができる事業主が、高年齢者職域拡大等助成金の支給を受けた場合には、同一の定年引上げ等の措置に関して奨励金は支給しません。

## 5 支給申請手続

支給を受けようとする事業主は、当該実施日から6ヶ月を経過した日から1年以内に、事業主の主たる事業所（本社、本店等）の所在する都道府県を業務担当区域とする高齢・障害者雇用支援センターに、奨励金の支給申請書等の提出書類（「III 提出書類」を参照）を提出してください。

なお、支給申請は、雇用保険適用事業所単位ではなく企業単位（法人の場合は法人全体）となります。

## 6 支給申請書の不受理

上記5の申請期限を越えて提出された「中小企業定年引上げ等奨励金支給申請書」及び添付書類は受理できませんのでご注意ください（ただし、天変地異等真にやむをえない場合を除きます。）。

## 7 支給決定

- (1) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長（以下「機構理事長」という。）は、事業主から提出のあった支給申請書等の内容を審査し、支給又は不支給の決定を行います。この際、支給申請を行っている事業主が実施日から支給決定日までの間に雇用保険の適用事業の事業主でなくなった場合は、不支給となります。
- (2) 奨励金の支給は「定年引上げ等奨励金支給決定通知書」により支給決定内容を通知したうえ、申請事業主が「中小企業定年引上げ等奨励金支給申請書」で指定した金融機関の口座に振り込まれます（指定口座への振込は支給決定日から概ね2週間後になります。）。

## 8 不支給要件

IIの1の支給対象事業主からの支給申請であっても、次の(1)又は(2)に該当する事業主は、奨励金を受給できません。

- (1) 支給申請日において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に定める一般保険料）を2年を超えて滞納していること。
- (2) 支給申請日から起算して3年前の日から当該支給申請日までの間に、偽りその他不正の行為により、各種給付金（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の規定により支給される給付金を受け、又は受けようとしたこと。

(用語等の説明)

#### 用語1 雇用保険の適用事業の事業主

雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)第3条に規定する雇用保険の適用事業の事業主です。

#### 用語2 実施日

平成23年4月1日以降、「65歳以上への定年の引上げ」、「希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入」又は「定年の定め廃止」を実施した日です。

#### 用語3 常用被保険者

雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(同法第38条に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条に規定する日雇労働被保険者及び船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員は除きます)のことであります。

#### 用語4 就業規則等

労働協約又は就業規則その他これに準ずるものをいいます。

#### 用語5 旧定年年齢

平成18年4月1日以降において就業規則等で定められていた希望者全員を対象とする定年年齢を指し、就業場所、職種又は勤務形態等の区分によりその定年年齢が異なる場合は、その定年年齢の中で最も若い定年年齢を指します。

ただし、平成23年4月1日以降に、定年年齢が65歳未満で希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度を実施したことにより、当奨励金の支給を受けたことのある事業主にあつては、旧定年年齢は65歳となります。

#### 用語6 旧継続雇用年齢

平成18年4月1日以降において就業規則等で定められていた継続雇用制度による最高の退職年齢を指し、就業場所、職種又は勤務形態等の区分によりその継続雇用制度による最高の退職年齢が異なる場合は、その継続雇用制度による最高の退職年齢の中で最も若い継続雇用制度による退職年齢を指します。

#### 用語7 高年齢法第8条又は第9条違反がないこと

高年齢法第8条及び第9条を遵守していることです。高年齢法第8条又は第9条のいずれか一方に違反があればこの要件に該当しません。

高年齢法：「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)」をいいます。

高年齢法第8条：就業規則等において定年の定めが60歳以上であることが必要です。

高年齢法第9条：就業規則等において、高年齢者雇用確保措置(高年齢者雇用確保措置義務年齢までの定年の引上げ又は継続雇用制度(高年齢法第9条第2項の基準を定めた場合を含む)のいずれかの措置)を実施していることが必要です。

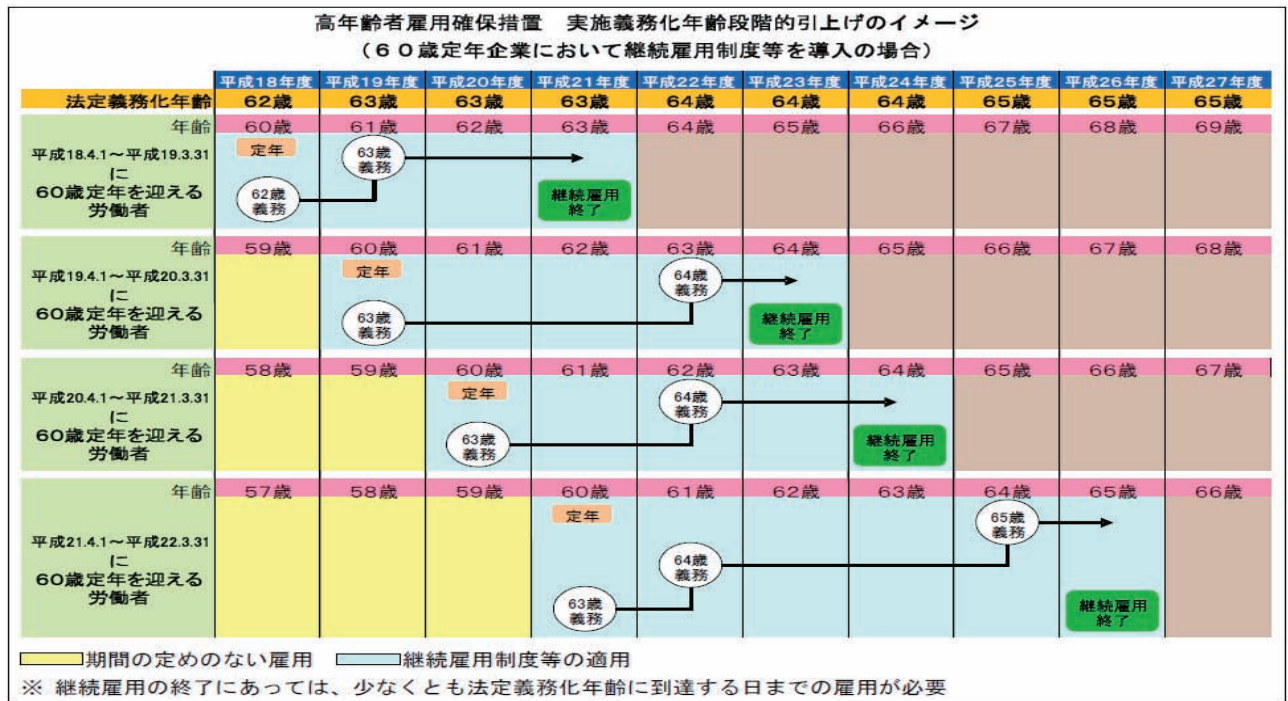
※ 継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている場合も認められます。

確保措置義務年齢

平成 18 年4月1日～平成 19 年3月 31 日	62 歳
平成 19 年4月1日～平成 22 年3月 31 日	63 歳
平成 22 年4月1日～平成 25 年3月 31 日	64 歳
平成 25 年4月1日以降	65 歳

(例) 60歳定年の企業における継続雇用制度等の雇用終了年齢  
 高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢の段階的引上げにより、60歳定年の企業における、定年到達日の属する期間別の継続雇用制度等の雇用終了年齢は、次のとおりとなります。

平成 18 年4月1日～平成 19 年3月 31 日	60 歳定年到達者	63 歳
平成 19 年4月1日～平成 21 年3月 31 日	60 歳定年到達者	64 歳
平成 21 年4月1日以降	60 歳定年到達者	65 歳



用語8 1年以上継続して雇用されている常用被保険者

雇用保険の被保険者取得資格の取得日から起算して1年以上雇用されている被保険者のことです。(雇用保険被保険者資格取得日の翌年における同資格取得日に相当する日の前日まで雇用されている常用被保険者の場合は、1年以上継続して雇用されている常用被保険者に該当します。)

(例) 支給申請日が平成 23 年 10 月 1 日の場合

H22. 10. 1

雇用保険被保険者資格取得日

H23. 9. 30

支給申請日の前日



継続して雇用されていることが必要な最短期間  
 (雇用保険被保険者資格取得日から起算して1年間)



### III 提出書類

#### 1 設立事業主以外

提出書類	提出の 要不要	提出書類の作成方法
(1) 中小企業定年引上げ等奨励金支給申請書 (様式第1号) 4枚1組	○	21, 22頁を参照して作成してください。
(2) 雇用保険適用事業所一覧表 (様式第2号) 3枚1組	△	(申請書②③⑤⑦欄の確認書類) 複数の雇用保険適用事業所を有する事業主の方のみ提出してください。 実施日現在の、本店・支店・工場等を含めた企業全体の雇用保険適用事業所について記入してください。
(3) 就業規則等(労働協約、就業規則 その他これに準ずるもの) (写) 2部  ( 機構本部 1部 ) ( 高障センター 1部 )  申請の際は、必ず原本を持参してください。 就業規則が、社員、パート、嘱託ごとに定められている場合は、すべての就業規則を提出してください。	○	(申請書⑮欄の確認書類) 次のア及びイの就業規則等 ア 平成18年4月1日から実施日までの間の定年及び継続雇用制度が確認できる就業規則等(定年及び継続雇用制度以外の変更分については、提出を省略できます。) なお、65歳までの継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入していた場合は、労使協定の写しも提出してください。  イ 平成23年4月1日以降、奨励金の対象となる制度が実施されている就業規則等  常時10人以上の労働者を使用する事業主にあつては、労働協約又は労働基準監督署に届け出た就業規則 常時10人未満の労働者を使用する事業主にあつては、次のいずれかのもの ①労働協約 ②労働基準監督署に届け出た就業規則 ③就業規則その他これに準ずるもの及び「定年及び就業規則等に関する申立書」(様式第15号)  労働協約にあつては、事業主と労働組合代表者の記名押印があること。 労働基準監督署に届出済の就業規則にあつては、受理印が確認できること。また、従業員の意見書の写も添付のこと。
(4) 定年及び就業規則等に関する申立書(様式第15号)  (正) 1部 (写) 1部	△	次のいずれかに該当する場合に提出ください。  ①平成18年4月1日以降に適用されている就業規則等について、労働基準監督署の受理日が当該就業規則等を実施した日の翌日から起算して6ヶ月を超えている場合は、労働基準監督署への届出が遅れた理由及び実施日から届出日までの間の周知方法。 ②平成18年4月1日以降に就業規則等により定年等を明文化していない期間がある場合は、その間の定年の年齢等(裏面表に内容を記入)、明文化していなかった理由及び周知方法等。

○印は提出要、△印は場合によっては提出要

### Ⅲ 提出書類

#### 1 設立事業主以外

提出書類	提出の 要不要	提出書類の作成方法
(4) 定年及び就業規則等に関する申立書  (正) 1部 (写) 1部	△	③平成18年4月1日以降の定年等を定めた就業規則等を紛失等により提出することができない場合、当該就業規則等に定めた定年の年齢等（定年及び継続雇用制度に変更があったもののみを裏面表に内容を記入）、提出できない理由及び紛失等による間の周知方法等。 ④定年の定めを廃止を実施した場合において、定年条項を削除したこと等により就業規則等にその旨の記載がない場合は、労働者全員について定年を廃止していること。 ⑤従業員が常時10人未満であって、就業規則等を労働基準監督署に届け出ていない場合、当該就業規則等に定めた定年の年齢等（定年及び継続雇用制度に変更があったもののみを裏面表に内容を記入）の周知方法等。
(5) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（020）又は事業所別被保険者台帳、資格喪失確認通知書（022）、労働者名簿等  (写) 2部	○	（申請書⑪⑫⑬欄の確認書類） 実施日に在籍し、⑬に該当する常用被保険者全員の(020)等と申請日前日に在籍し、⑪に該当する常用被保険者の(020)等を、生年月日順に年齢の高い者から順に並べて綴って提出してください。 また、⑫には70歳以上の定年の引上げ又は定年の廃止、希望者全員70歳までの継続雇用制度を導入した場合のみ、64歳以上の常用被保険者の人数を記入してください。この場合、64歳以上の常用被保険者のうち1名以上の労働者名簿(写)、出勤簿(写)、賃金台帳(写)を、申請の前日から前1ヶ月分提出してください。
(6) 預金通帳等  (写) 2部	○	（申請書⑨欄の確認書類） 金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義（当該事業所名のもの）が確認ができるものを提出してください。金融機関コード、支店コードが不明な場合は、取引金融機関に問い合わせてください。 なお、全国銀行協会に加盟していない金融機関の口座は指定できませんのでご注意ください。
(7) 労働保険料に関する書類  (写) 2部	○	確定保険料に係る「労働保険確定保険料申告書(写)」を提出してください。また、労働保険事務組合委託事業所にあつては、直近の第1期分で確定保険料の支払いが確認できる「労働保険料納入通知書(写)」を提出してください。
(8) 委任状 原本も持参ください。(写) 2部	△	代理人による申請を行おうとする事業主は、申請時に委任状原本を提示のうえ、委任状の写しを提出してください。
(9) その他記載事項を確認する書類  2部	△	記載事項を確認するため、必要に応じて書類の提出又は提示を求めることがあります。

○印は提出要、△印は場合によっては提出要

### III 提出書類

#### 2 設立事業主

提出書類	提出の 要不要	提出書類の作成方法
(1) 中小企業定年引上げ等奨励金支給申請書 (様式第1号) 4枚1組	○	21, 22頁を参照して作成してください。
(2) 雇用保険適用事業所一覧表 (様式第2号) 3枚1組	△	(申請書②③⑤⑦欄の確認書類) 複数の雇用保険適用事業所を有する事業主の場合のみ提出してください。 実施日現在の、本店・支店・工場等を含めた企業全体の雇用保険適用事業所について記入してください。
(3) 常用被保険者等の名簿(設立事業主) (様式第4号) 3枚1組	△	23, 24頁を参照して作成してください。 実施日と支給申請の前日に在籍している常用被保険者全員の(020)等を生年月日順に年齢の高い者から順に並べて綴って提出してください。
(4) 就業規則等(労働協約、就業規則その他これに準ずるもの) (写) 2部  申請の際は、必ず原本を持参してください。 就業規則が、社員、パート、嘱託ごとに定められている場合は、すべての就業規則を提出してください。	○	(申請書⑮欄の確認書類) 次のア及びイの就業規則等 ア 平成18年4月1日から実施日までの間の定年及び継続雇用制度が確認できる就業規則等(定年及び継続雇用制度以外の変更分については、提出を省略できます。) なお、65歳までの継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入していた場合は、労使協定の写しも提出してください。  イ 平成23年4月1日以降、奨励金の対象となる制度が実施されている就業規則等  常時10人以上の労働者を使用する事業主にあつては、労働協約又は労働基準監督署に届け出た就業規則 常時10人未満の労働者を使用する事業主にあつては、次のいずれかのもの ①労働協約 ②労働基準監督署に届け出た就業規則 ③就業規則その他これに準ずるもの及び「定年及び就業規則等に関する申立書」(様式第15号)  労働協約にあつては、事業主と労働組合代表者の記名押印があること。 労働基準監督署に届出済の就業規則にあつては、受理印が確認できること。また、従業員の意見書の写も添付のこと。
(5) 登記事項証明書 (写) 2部 (申請日から3ヶ月以内発行のもの)	○	(申請書③④⑤欄の確認書類) 個人事業主の方は、所得税申告書(写)等で申請内容が確認できるものを提出してください。

○印は提出要、△印は場合によっては提出要

### III 提出書類

#### 2 設立事業主

提出書類	提出の 要不要	提出書類の作成方法
(6) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(020)又は事業所別被保険者台帳、資格喪失確認通知書(022)、労働者名簿等 (写) 2部	○	申請書⑫⑬欄の確認書類) 実施日に在籍し、⑬に該当する常用被保険者全員の(020)等を、生年月日順に年齢の高い者から順に並べて綴って提出してください。 また、⑫には70歳以上の定年の引上げ又は定年の廃止、希望者全員70歳までの継続雇用制度を導入した場合のみ、64歳以上の常用被保険者の人数を記入してください。この場合、64歳以上の常用被保険者のうち1名以上の労働者名簿(写)等労働条件の分かる書類を提出してください。 なお、常用被保険者には該当しない64歳以上の者がいる場合は、当該64歳以上の者のうち1名以上の労働者名簿(写)、出勤簿(写)、賃金台帳(写)及び雇用契約書(写)を提出してください。
(7) 兼務役員に係る被保険者資格の確認書類 (写) 2部	△	常用被保険者のうち雇用保険被保険者資格取得・喪失確認通知書を提出する者のなかで、雇用保険被保険者資格を取得した後に兼務役員となった者がいる場合に提出してください なお、該当者がいない場合には提出する必要はありません
(8) 雇用保険適用事業所設置届事業主控(001) (写) 2部	○	(申請書②欄の確認書類) 申請事業主に雇用保険適用事業所が複数有る場合、全ての雇用保険適用事業所の分を提出してください。
(9) 預金通帳等 (写) 2部	○	(申請書⑨欄の確認書類) 金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義(当該事業所名のもの)が確認できるものを提出してください。金融機関コード、支店コードが不明な場合は、取引金融機関に問い合わせてください。 なお、全国銀行協会に加入していない金融機関の口座は指定できませんのでご注意ください。
(10) 労働保険料に関する書類 (写) 2部	○	確定保険料に係る「労働保険確定保険料申告書(写)」を提出してください。また、労働保険事務組合委託事業所にあつては、直近の第1期分で確定保険料が確認できる「労働保険料納入通知書(写)」を提出してください。
(11) 委任状 (写) 2部 原本も持参のこと。	△	代理人による申請を行おうとする事業主は、申請時に委任状原本を提示のうえ、委任状の写しを提出してください。
(12) その他記載事項を確認する書類 2部	△	記載事項を確認するため、必要に応じて書類の提出又は提示を求められることがあります。

○印は提出要、△印は場合によっては提出要

### III 提出書類

#### 3 労働時間の多様性を設ける制度（高齢短時間制度）を同時に導入した事業主

提出書類	提出の 要不要	提出書類の作成方法
(1) 高齢短時間制度の適用を受けた 常用被保険者の雇用保険被保険 者資格取得等確認通知書（写） （写） 2部	○	高齢短時間制度を設けた日の翌日から起算して1年を経過する までの間において当該制度に定める短時間労働時間を選択した 常用被保険者（当該事業主に1年以上継続して雇用されている者 に限ります。） 1名分を添付ください。
(2) 高齢短時間制度を適用した事実 が確認できる書類 （写） 2部	○	・ 高齢短時間制度の適用前後の出勤簿又はタイムカード及び 労働契約書等労働条件が分かる書類（雇用契約書など） ・ 高齢短時間制度の適用前後1ヶ月分の賃金台帳

○印は提出要、△印は場合によっては提出要



## IV 支給申請書等の記入方法

### 1 中小企業定年引上げ等奨励金支給申請書(様式第1号)

色の枠内(\*印欄)は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構での処

① 様式第1号

### 中小企業定年引上げ等奨

中小企業定年引上げ等奨励金の支給を受けたいので、裏面留意事項を承諾のうえ  
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

①欄 支給申請書を提出する日を記入してください。

②欄 申請を行う企業の本社・本店等の「主たる事業所」の雇用保険適用事業所番号及び適用事業所設置年月日を記入してください。

③欄 法人組織名は、漢字、フリガナともに次の略語を用いてください。

- 株式会社…(株)、(カ)
- 有限会社…(有)、(ユ)
- 合名会社…(名)、(メ)
- 合資会社…(資)、(シ)
- 合同会社…(同)、(ト)
- 財団法人…(財)、(ザイ)
- 社団法人…(社)、(シャ)
- 医療法人…(医)、(イ)
- 学校法人…(学)、(ガク)
- 宗教法人…(宗)、(シュウ)
- 社会福祉法人…(福)、(フク)
- 相互会社…(相)、(ソウ)
- 特定非営利活動法人…(特非)、(トクビ)

④欄  
・申請事業主の職名と氏名を記入し、代表者の印(印鑑登録された印)を押印してください。  
・代理人による申請の場合は、代表者の印の押印を省略することができます。  
・代表者印は、1枚目(正)と4枚目(副)の2枚に押印してください。

⑤欄  
・申請を行う「主たる事業所」の所在地を記入してください。

⑦欄  
・今回制度を導入した日(⑮欄のロ)現在の支店等を含む企業全体としての雇用保険適用事業所の合計数を記入してください。  
雇用保険適用事業所を複数有する場合は、別途、様式第2号「雇用保険適用事業所一覧表」を提出してください。

①支給申請年月日	平成 2 3 年 1 0 月 0 1 日
②主たる事業所の雇用保険適用事業所番号	1 2 3 4 - 1 2 3 4 5 6
③事業主の名称 ※法人の場合は、裏面法人略語を使用してください。	フリガナ (カ) ミナト イン サツ ショ (株) 港印刷所
④代表者職氏名 ※法人の場合は、登記されている職名を記入してください。	フリガナ ダイ ヒョウ トリ シ マリ ヤク ミナト 代表取締役 港 太郎
⑤主たる事業所の所在地 ※登記上の所在地等と相違する場合は、申立書を提出してください。	フリガナ トウキョウ ト ミナト クアイガン 東京都港区海岸1-11-1
郵便番号	1 0 5 - 0 0 2 2 〒105-0022 ニューピア竹芝ノースタワー
⑥電話番号	0 3 - 5 4 0 0
⑦雇用保険適用事業所数	1 箇所 ※複数の雇用保険適用事業所を
⑧高齢者雇用モデル企業助成金及び70歳定年引上げ等モデル企業助成金の受給の有無	
⑨振込先 ※口座種類はいずれかの番号を○で囲んでください。 ※各コード、口座番号は右詰で記入してください。	金融機関コード 0 0 0 0 名称 ○○銀 口座種類 <input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座 <input type="radio"/> その他 口座番号 0 0 0 1 2 3 4
⑩支給申請種別	<input checked="" type="radio"/> 1 設立事業主以外 <input type="radio"/> 2 設立事業主
⑪60歳以上の常用被保険者の人数	6 人 ※①欄の「申請年月日」の前日時点 なお、①欄が設立事業主の場合
⑫64歳以上の常用被保険者の人数	6 人 ※⑤欄の「ロ」今般導入した定年等の 「申請年月日」の前日時点の64歳以
⑬常用被保険者の人数	3 1 人 ※⑤欄の「ロ」今般導入した定年等の
⑭企業規模	<input type="radio"/> 1 10人未満 <input checked="" type="radio"/> 2 10人～99人
⑮定年年齢等 ※元号はいずれかの番号を○で囲んでください	定 年 導入年月日 定年年齢 イ. 過去最高の定年等の年齢※1 <input checked="" type="radio"/> 3 昭和 6 3 年 0 3 月 0 1 日 6 0 歳 ロ. 今般導入した定年等の年齢※2 平成 2 3 年 0 4 月 0 1 日 6 0 歳
⑯支給申請金額	6 0 0 0 0 0 円 ※⑮欄、⑰欄
※⑰欄は、加算金を同時に申請をされる場合のみご記入ください。	
※⑱加算金支給申請金額等	2 0 0 0 0 0 円 ※加算金の支 導入後、短時
短時間労働時間の適用を受けた常用被保険者等	氏名 短時間労働時 丹寺 寛 平成 2 3 年
⑲定年引上げ等内容調査 定年引上げ等にあたって実施したことについて。当てはまる	<input type="radio"/> 1 資格体系の見直しのための検討や制度設計(社内資格、職能資格制度等) <input checked="" type="radio"/> 2 昇進・昇格基準の見直しのための検討や制度設計 <input type="radio"/> 3 賞金体系の見直しのための検討や制度設計(賞金表等の作成を含む)
事業所担当者	職名 総務課長 氏名 ○○ ○○
提出代行者 事務代理人 代理人	提出代行者(事務代理人・代理人)※いずれかを○で囲んでください。作 住所 東京都港区○○○ 職名 社会保険労務士 氏名 ○○ ○○○ (印)



1号)の記入方法

④欄です。記入しないでください。

④ 奨励金支給申請書

え関係書類を添付し申請します。

*受付番号		*受付印	
6	1	適用事業所 設置年月日	平成 6 3 年 0 3 月 0 1 日
タロウ			
株式会社 港印刷所 代表取締役 役之印			
0	1	6	4
※右詰めで記入してください。			
有 * 無 ※いずれかを○で囲んでください。			
銀行	支店コード	1 0 0	名称 浜松町支店
アガナ (カ) ミナトインサツショ			
口座名 (株)港印刷所			
※いずれかの番号を○で囲んでください。法人等を設立(個人事業主は事業開始)してから1年以内の事業主は、「2 設立事業主」の要件での申請となります。			
※1: 1年以上継続して雇用される60歳以上の常用被保険者の人数を記入してください。			
※2: 70歳以上または定年の廃止、もしくは希望者全員70歳以上の継続雇用の場合、以上の常用被保険者(併欄が設立事業主の場合は労働者)の人数を記入してください。			
※3: 「導入年月日」時点での常用被保険者の人数を記入してください。			
3 100人～300人 ※併欄の人数に基づきあてはまる番号を○で囲んでください。			
希望者全員を対象とした継続雇用制度			
年齢	導入年月日	退職年齢	
3 昭和	2 2 年 0 4 月 0 1 日	6 4 歳	
4 平成	2 3 年 0 4 月 0 1 日	7 0 歳	
※1: 「イ過去最高の定年等の年齢」欄には、平成18年4月1日以降に適用されていた定年及び継続雇用制度のうち最高の退職年齢及びその導入年月日を記入してください。なお、併欄が設立事業主の場合は、ロを導入する直前の内容を記入してください。			
※2: 定年制の廃止、定年を定めない場合は、定年年齢欄に99と記入してください。			
併欄に応じた額を記入してください。			
支給申請は併欄の支給申請と同時になければなりません。なお、加算金は、高齢短時間制度と同時に期間労働時間の適用を受けた常用被保険者が出たのちに申請ができます。			
期間の適用を受けた日		過所定労働時間	
0 5 月 0 1 日		基準労働時間	選択した短時間労働時間
		3 7 時間 3 0 分	2 5 時間 0 0 分
※1: 全ての番号を○で囲んでください。			
4 退職金制度の見直しのための検討や制度設計			
5 人事考課システム設計のための打合せや制度設計			
6 その他の検討、打合せ等(具体的に:			
電話番号 03 - 5400 - ****		* 機構処理欄	支給決定金額
平成年月日 平成 23 年 10 月 1 日			
電話番号 03 - 5400 - ****			

⑨欄  
 ・振込先は、全国銀行協会に加盟している金融機関となります。  
 ・金融機関コード、支店コード、口座番号は、右詰で記入してください。  
 ・法人の場合の口座名義は、申請法人名義のものを指定してください。  
 ・代理人による申請を行う場合で、委任の権限に奨励金の代理受領を含む場合、振込先の口座名義は代理人の名義のものと差し支えありません。  
 ・法人の場合、口座名は左記③の略語を用いてください。

⑮欄  
 今般、継続雇用制度のみを導入した場合でも、当該継続雇用制度の導入年月日と当該継続雇用制度導入時における定年年齢を記入してください。

⑮欄  
 希望者全員を対象とした継続雇用制度が導入されていない場合(会社選択や継続雇用の対象者に係る基準を定めている場合を含む)は、当該項目の導入年月日・退職年齢は記入の必要がありません。

事業所担当者欄  
 社会保険労務士等が代行する場合でも必ず記入してください。

提出代行者・事務代理者・代理人欄  
 ・社会保険労務士等が社会保険労務士法第2条第1項第1号の2又は第1号の3の規定に基づく「提出代行者」又は「事務代理者」として支給申請書等の提出代行等を行う場合は、社会保険労務士法施行規則第16条から第16条の3までの規定に基づき、④欄に事業主に押印させることに加え、「提出代行者」又は「事務代理者」の表示をし、社会保険労務士の名称を冠して記名・押印してください。  
 ・社会保険労務士等以外の者が事業主より民法第99条の規定に基づく委任を受けた代理人として、支給申請を行う場合は、代理に係る委任状の原本を提示の上、「代理人」の表示をし、記名の上、委任状に押印した自己の印鑑を押印してください。

## 2 常用被保険者の名簿(設立事業主)(様式第4号)の記入方法

- 1 この名簿は、設立事業主が支給申請時に作成して提出してください。
- 2 この名簿には、支店等を含む事業主全体の支給申請日の前日現在に在籍している常用被保険者全員について、生年月日

① 支給申請書(様式第1号)の「②主たる事業主の雇用保険適用事業所番号を記入してください。

② 支給

③ 様式第4号

常用被

支給申請日の前日(平成23年 9月30日)に在籍している常用被保険者(全員)

④⑤⑥⑦  
支給申請日の前日における常用被保険者について、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(020)又は事業所別被保険者台帳(写)に基づき生年月日順に記入してください。

① 主たる事業所の雇用保険適用事業所番号												
1	2	3	4	-	2	0	0	0	0	0	-	2
④ 氏名				⑤ 雇用保険被保								
1	札幌 雪男			1	2	3	1	-	3	6	8	
2	秋田 八郎			1	2	3	2	-	5	8	2	
3	宇都宮 光男			1	2	3	3	-	3	6	7	
4	新潟 悦朗			1	2	3	4	-	4	4	6	
5	宮崎 信夫			1	2	3	5	-	1	2	1	
6	大分 由子			1	2	3	6	-	6	9	6	
7	熊本 則夫			1	2	3	7	-	5	6	3	
8	佐賀 万里			1	2	3	8	-	3	5	8	
9	福岡 博司			1	2	3	9	-	9	4	7	
10	松山 藍子			1	2	3	1	-	3	9	8	
11	鳥取 米子			1	2	3	2	-	7	0	2	
12								-				
13								-				
14								-				
15								-				
16								-				
17								-				
18								-				
19								-				
20								-				
⑨ 常用被保険者の総数												
人数 ( A )				1	1	人						
⑩ 5												
人数												
割合 (												

⑩ 常用被保険者の(満切捨)を記入し

順に記入してください。

給申請書(様式第1号)の「③事業所の名称」を記入してくだ

③ 複数枚になる場合は、通しページ番号を記入してください。

## 保険者の名簿 (設立事業主)

①) は、次のとおりです。

② 事業主の名称										③ ページ												
岸商会										01枚のうち 01枚												
④ 除者番号					⑥ 生年月日					⑦ 雇用保険資格取得日				⑧ 支給申請日の前日における年齢								
					元号	年	月	日		年	月	日	日									
9	0	2	-	5	S	H	2	1	0	2	0	3	H	2	2	0	6	0	1	6	5	歳
7	8	1	-	7	S	H	2	1	0	4	0	1	H	2	2	0	6	0	1	6	5	歳
9	2	9	-	9	S	H	2	1	1	0	2	2	H	2	2	0	6	0	1	6	4	歳
0	0	3	-	3	S	H	2	6	1	0	0	5	H	2	2	0	6	0	1	5	9	歳
5	8	3	-	6	S	H	2	6	1	2	0	2	H	2	2	0	6	0	1	5	9	歳
9	0	3	-	4	S	H	2	7	1	2	1	5	H	2	2	0	6	0	1	5	8	歳
7	7	2	-	3	S	H	2	9	0	7	1	4	H	2	2	0	6	0	1	5	7	歳
2	2	1	-	3	S	H	3	1	1	0	2	1	H	2	2	0	6	0	1	5	4	歳
4	2	8	-	1	S	H	3	8	0	5	3	0	H	2	2	0	6	0	1	4	8	歳
5	7	0	-	9	S	H	3	8	0	7	1	0	H	2	2	0	6	0	1	4	8	歳
7	4	6	-	5	S	H	5	5	1	1	2	9	H	2	2	0	6	0	1	3	0	歳
			-		S	H															歳	
			-		S	H															歳	
			-		S	H															歳	
			-		S	H															歳	
			-		S	H															歳	
			-		S	H															歳	
			-		S	H															歳	
			-		S	H															歳	

55歳以上の常用被保険者の人数、割合

数 ( B )	7	人
( B ) / ( A )	63	%

⑩ 60歳以上の常用被保険者の人数、割合

人数 ( C )	3	人
割合 ( C ) / ( A )	27	%

うち55歳以上の人数及びその割合(%、小数点未  
てください。

⑩ 常用被保険者のうち60歳以上の人数及びその割合(%、小数点未満  
切捨)を記入してください。

## 定年及び就業規則等に関する申立書

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 あて

所在地  
申請事業主 名称  
代表者職氏名 印

労働者代表 従業員氏名 印

※ 従業員が常時10人未満であって、就業規則等を労働基準監督署に届け出していない場合は、従業員全員の署名又は記名押印をすること。

従業員氏名	印	従業員氏名	印
従業員氏名	印	従業員氏名	印
従業員氏名	印	従業員氏名	印
従業員氏名	印	従業員氏名	印
従業員氏名	印		

当社の平成18年4月1日以降における定年及び継続雇用制度等について、下記のとおり申立てます。  
申立内容に虚偽があると機構が判断した場合には、支給を受けた金額を早急に返還することに同意します。  
また、申立内容の確認を機構が行う場合には協力します。

### 記

次のいずれかに該当する場合は、下記に内容をご記入ください。

- ① 平成18年4月1日以降に適用されている就業規則等について、労働基準監督署の受理日が当該就業規則等を実施した日の翌日から起算して6ヶ月を超えている場合は、労働基準監督署への届出が遅れた理由及び実施日から届出日までの間の周知方法。
- ② 平成18年4月1日以降に就業規則等により定年等を明文化していない期間がある場合は、その間の定年の年齢等(裏面表に内容を記入)、明文化していなかった理由及び周知方法等。  
(裏面に続く)









### 常用被保険者の名簿（設立事業主）

支給申請日の前日(平成 年 月 日)に在籍している常用被保険者(全員)は、次のとおりです。

① 主たる事業所の雇用保険適用事業所番号				② 事業主の名称				③ ページ						
<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>								<input type="text"/> 枚のうち <input type="text"/> 枚						
④ 氏名		⑤ 雇用保険被保険者番号				⑥ 生年月日				⑦ 雇用保険資格取得日				⑧ 申請日の前日における年齢
						元号	年	月	日	元号	年	月	日	
1				-		S/H				H				歳
2				-		S/H				H				歳
3				-		S/H				H				歳
4				-		S/H				H				歳
5				-		S/H				H				歳
6				-		S/H				H				歳
7				-		S/H				H				歳
8				-		S/H				H				歳
9				-		S/H				H				歳
10				-		S/H				H				歳
11				-		S/H				H				歳
12				-		S/H				H				歳
13				-		S/H				H				歳
14				-		S/H				H				歳
15				-		S/H				H				歳
16				-		S/H				H				歳
17				-		S/H				H				歳
18				-		S/H				H				歳
19				-		S/H				H				歳
20				-		S/H				H				歳

⑨ 常用被保険者の総数			
人数 ( A )			人

⑩ 55歳以上の常用被保険者の人数、割合			
人数 ( B )			人
割合 ( B ) / ( A )			%

⑪ 60歳以上の常用被保険者の人数、割合			
人数 ( C )			人
割合 ( C ) / ( A )			%

## 問い合わせ先

●この奨励金の詳細については、下記の高齢・障害者雇用支援センター(注)又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。  
 (注)高齢・障害者雇用支援センターは、当機構地域障害者職業センターの雇用支援課(東京、大阪は窓口サービス課)の通称です。

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道 高齢・障害者雇用支援センター	〒060-0004	札幌市中央区北4条西4丁目1 札幌国際ビル4階	011-200-6685
青 森 高齢・障害者雇用支援センター	〒030-0822	青森市中央1-25-9 EME青森ビル6階	017-721-2125
岩 手 高齢・障害者雇用支援センター	〒020-0024	盛岡市菜園1丁目12番10号 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081
宮 城 高齢・障害者雇用支援センター	〒980-0021	仙台市青葉区中央3丁目2-1 青葉通プラザ13階	022-713-6121
秋 田 高齢・障害者雇用支援センター	〒010-0951	秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル3階	018-883-3610
山 形 高齢・障害者雇用支援センター	〒990-0039	山形市香澄町2-2-31カーニープレイス山形3階	023-674-9567
福 島 高齢・障害者雇用支援センター	〒960-8034	福島市置賜町1番29号 佐平ビル8階	024-524-2731
茨 城 高齢・障害者雇用支援センター	〒310-0803	水戸市城南1丁目1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215
栃 木 高齢・障害者雇用支援センター	〒320-0811	宇都宮市大通2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-610-0655
群 馬 高齢・障害者雇用支援センター	〒379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-287-1511
埼 玉 高齢・障害者雇用支援センター	〒330-0074	さいたま市浦和区北浦和4-5-5 北浦和大栄ビル5階	048-814-3522
千 葉 高齢・障害者雇用支援センター	〒261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2901
東 京 高齢・障害者雇用支援センター	〒105-0022	東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー14階	03-5400-1667
神奈川 高齢・障害者雇用支援センター	〒231-0003	横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階	045-640-3046
新 潟 高齢・障害者雇用支援センター	〒951-8061	新潟市中央区西堀通6番町866号 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富 山 高齢・障害者雇用支援センター	〒930-0004	富山市桜橋通り1-18 住友生命富山ビル7階	076-471-7770
石 川 高齢・障害者雇用支援センター	〒920-0856	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階	076-255-6001
福 井 高齢・障害者雇用支援センター	〒910-0005	福井市大手2丁目7番15号 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560
山 梨 高齢・障害者雇用支援センター	〒400-0031	甲府市丸の内2丁目7-23 鈴与甲府ビル1階	055-236-3163
長 野 高齢・障害者雇用支援センター	〒380-0836	長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6階	026-269-0366
岐 阜 高齢・障害者雇用支援センター	〒500-8856	岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル5階	058-253-2723
静 岡 高齢・障害者雇用支援センター	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-205-3307
愛 知 高齢・障害者雇用支援センター	〒450-0002	名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625
三 重 高齢・障害者雇用支援センター	〒514-0002	津市島崎町327-1	059-213-9255
滋 賀 高齢・障害者雇用支援センター	〒520-0056	大津市末広町1番1号 日本生命大津ビル3階	077-526-8841
京 都 高齢・障害者雇用支援センター	〒600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル5階	075-254-7166
大 阪 高齢・障害者雇用支援センター	〒541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3階	06-4705-6927
兵 庫 高齢・障害者雇用支援センター	〒650-0023	神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792
奈 良 高齢・障害者雇用支援センター	〒630-8122	奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245
和歌山 高齢・障害者雇用支援センター	〒640-8154	和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル6階	073-499-4175
鳥 取 高齢・障害者雇用支援センター	〒680-0835	鳥取市東品治町102 明治安田生命鳥取駅前ビル3階	0857-50-1545
島 根 高齢・障害者雇用支援センター	〒690-0887	松江市殿町111 山陰放送・第一生命共同ビル3階	0852-60-1677
岡 山 高齢・障害者雇用支援センター	〒700-0907	岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階	086-801-5150
広 島 高齢・障害者雇用支援センター	〒730-0013	広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル7階	082-511-2631
山 口 高齢・障害者雇用支援センター	〒753-0074	山口市中央5-7-3 山口センタービル2階	083-995-2050
徳 島 高齢・障害者雇用支援センター	〒770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-2388
香 川 高齢・障害者雇用支援センター	〒760-0017	高松市番町1-6-1 住友生命高松ビル8階	087-813-2051
愛 媛 高齢・障害者雇用支援センター	〒790-0006	松山市南堀端町5番地8 オワセビル4階	089-986-3201
高 知 高齢・障害者雇用支援センター	〒780-0053	高知市駅前町5番5号 大同生命高知ビル7階	088-861-2212
福 岡 高齢・障害者雇用支援センター	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴2-1-10 ORE福岡赤坂ビル5階	092-718-1310
佐 賀 高齢・障害者雇用支援センター	〒840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル5階	0952-37-9117
長 崎 高齢・障害者雇用支援センター	〒850-0862	長崎市出島町1番14号 出島朝日生命青木ビル5階	095-811-3500
熊 本 高齢・障害者雇用支援センター	〒860-0844	熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-311-5660
大 分 高齢・障害者雇用支援センター	〒870-0026	大分市金池町1丁目1番1号 大交セントラルビル3階	097-548-6691
宮 崎 高齢・障害者雇用支援センター	〒880-0805	宮崎市橘通東5丁目4番8号 岩切第2ビル3階	0985-77-5177
鹿児島 高齢・障害者雇用支援センター	〒892-0844	鹿児島市山之口町1番10号 鹿児島中央ビル11階	099-219-2000
沖 縄 高齢・障害者雇用支援センター	〒901-0152	那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター5階	098-851-9023

以下のホームページもご参照ください。

●独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>

●高齢者関係の給付金については → <http://www.jeed.or.jp/elderly/employer/subsidy/subsidy.html>